令和８年度第１回静岡県こども・若者施策推進協議会　会議録

日　　時	令和８年 10 月 16 日（金）午前 10 時 30 分から正午まで
場　　所	静岡県庁西館４階第一会議室 AB
出席者職・氏名	**○委　員**（敬称略、五十音順）15 人 芥田聖奈、石塚力朗、太田かおり、岡田泰稔、加山勤子、 國井良子、小林直樹、白井千晶、杉山茂、鈴木恵子、恒友仁、 永倉みゆき、福井孝子、伏見進吾、藤村寿一 **○事務局** 八木こども若者政策部長、渡邉こども若者局長、 芦澤こども政策課長、宮原こども未来課長、栗田こども家庭課長、 杉山私学振興課長、中村教育政策課長、小竹社会教育課長　他
議　　事	（１）会長の選任について （２）副会長の選任について （３）しずおかこども幸せプランの進捗評価 （４）こども・若者施策推進本部の取組状況の報告 ア　プロジェクトチーム（ＰＴ）の取組状況 イ　こども･若者が安心してインターネットを利用できる環境の整備の取組 ウ　各部局の令和８年度の取組について
配布資料	次第等 ・資料１　しずおかこども幸せプランの進捗評価 ・資料２　共働き・共育ての推進 PT の取組 ・資料３　いじめ防止と不登校のこども支援 PT の取組 ・資料４　外国につながるこども・若者の支援 PT の取組 ・資料５　こども･若者が安心してインターネットを利用できる環境の整備の取組 ・資料 6~17　各部局の重点取組資料 ・参考資料1　SNS 適用利用対策特別委員会　提言（令和８年２月　静岡県議会） ・参考資料2　青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ 中間整理報告書　参考資料（令和８年７月　こども家庭庁） ・参考資料3　しずおかこども幸せプラン（概要版） ・参考資料4　静岡県こども・若者施策推進協議会設置要綱

○　協議内容

（楠こども政策課こども政策班長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回静岡県こども・若者施策推進協議会を開催いたします。私は本日の協議会の司会を務めます静岡県健康福祉部こども若者局こども政策課の楠と申します。 それでは開会にあたりまして、静岡県こども若者政策部長の八木より御挨拶申し上げます。

（八木こども若者政策部長）

静岡県こども若者政策部長の八木でございます。皆様、本日はお忙しいところ本協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より本県のこども・若者政策の推進に当たりまして、多大なる御理解と御協力を賜りまして重ねて感謝申し上げます。本協議会の皆様に御尽力をいただき策定いたしました「しずおかこども幸せプラン」でございますけれども、昨年度からスタートいたしまして、約１年半が過ぎたところでございます。関係部局と連携をいたしまして、「こども・若者まんなか」という姿勢で施策を推進してきたところでございます。県の施策推進体制といたしましては、副知事を本部長とするこども・若者施策推進本部において、３つのプロジェクトチームが、「共働き・共育ての推進」、「いじめ防止と不登校のこども支援」、「外国につながるこども・若者の支援」に取り組んでおります。いずれも長年の課題として、教育、福祉はもちろん産業や多文化など様々な分野と連携をして部局を横断的に取り組まなければならないものでございます。こども若者局という形で、昨年度組織が再編されたことにより、我々を中心に全庁を挙げて取り組める体制になってきているというところでございますので、その使命をしっかりと受け止め、現在取組を進めているところでございます。

さらにしずおかこども幸せプランで大切にしております「こども・若者の意見反映」でございますけれども、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」で本年９月末現在で6,459人のこども・若者の皆様から、累計9,916件の大変貴重な声を寄せていただいております。こうした「声」を単に聞くだけでなく、この声が具体的な施策にどのように反映されているかということを しっかりと伝えていかなければならないと思っております。こうした声を、こども・若者の皆様の幸福度の向上に繋げていけるよう、現在、県全域で取り組んでいるところでございます。

本日は「しずおかこども幸せプラン」の進捗状況の評価、それからプロジェクトチーム、各部局における具体的な取組状況について御報告をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。いただいた御意見をもとに、こども・若者政策の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（楠こども政策課こども政策班長）

ありがとうございます。本日は委員の改選後初めての協議会となりますので、冒頭に新たに就任された５名の委員の方を御紹介させていただきます。順に御紹

介させていただきます。静岡県児童養護施設協議会の伏見進吾様です。

（伏見委員）

伏見です。よろしくお願いします。

（楠こども政策課こども政策班長）

続きまして、静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会理事長の小林直樹様です。

（小林委員）

小林です。よろしくお願いします。

（楠こども政策課こども政策班長）

続きまして、静岡大学工学部の芥田聖奈様です。

（芥田委員）

芥田です。よろしくお願いいたします。

（楠こども政策課こども政策班長）

また、本日はあいにく御欠席ですが、静岡県保育士会会長の野中徹様、静岡大学教育学部の山田陽樹様にも新たに御就任をいただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の協議会におきましては、20名の委員の内、15名の委員の皆様に御出席していただいております。お忙しい中ありがとうございます。会議録作成のため、出席の皆様の発言を録音させていただいておりますので、後日事務局の方から会議録の案を皆様にお送りをさせていただきましたら、御確認をお願いいたします。

また委員の皆様の御確認が終わりましたら、県ホームページにて会議録を公表いたします。御承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは本日の議事に移りたいと思います。まず議事（１）会長の選任についてでございます。静岡県こども・若者施策推進協議会設置要綱第3条第3項に「会長は委員の互選により定めること」となっておりますので、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。どなたか御発言をいただけますでしょうか。

石塚委員から御意見をいただきます。

（石塚委員）

石塚です。よろしくお願いいたします。静岡県社会福祉審議会児童福祉専門部

会で子ども・子育て支援部会の部会長を務め、行政のこどもに関する施策に対して幅広い見識をお持ちの白井委員に引き続き、会長お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（楠こども政策課こども政策班長）

ありがとうございます。それでは白井委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、白井委員は会長席にお移り願います。

それでは次に議事（２）副会長の選任についてです。静岡県こども・若者施策推進協議会設置要綱第３条第３項に「副会長は会長が指名する」となっておりますので、白井会長に副会長の指名をお願いいたします。

（白井会長）

会長の任を務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。 また、副会長を指名させていただけるということで、副会長につきましては静岡県青少年育成会議の鈴木恵子委員にお願いしたいと思います。

（楠こども政策課こども政策班長）

ありがとうございます。 それでは鈴木恵子委員に副会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、鈴木恵子委員は副会長席にお移り願います。引き続きよろしくお願いいたします。それでは会長・副会長が選任をされましたので、これからの議事進行は白井会長にお願いいたします。

（白井会長）

はい、よろしくお願いします。 皆様改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。次第に従って議事を進めていきたいと思いますが、予め皆様にお願いしたいのは、皆様お一人お一人、大変な御見識、御経験をお持ちなので、是非資料や次第を見ていただいて、「ここで自分は発言しよう」、「是非意見を聞いてほしい」、「こんなことを共有したい」ということを是非お定めいただいて、該当箇所には積極的に挙手をお願いしたいと思います。また勝手ながら、私の方で御指名をさせていただくこともあるかと思いますが、御協力のほどお願いいたします。全ての委員の皆様に、全ての項目について、御意見を伺う時間がないことから、大変申し訳ありませんが、そのような形で是非御発言をお願いしたいと思います。

それでは議事（３）しずおかこども幸せプランの進捗評価について、事務局から御説明をお願いいたします。

（芦澤こども政策課長）

静岡県こども政策課長の芦澤でございます。資料１について説明させていただきます。それではお手元の資料１「しずおかこども幸せプランの進捗評価（案）」をお開きください。

２ページ目を見ていただきまして、評価方針ということで、「しずおかこども幸せプラン」は県の総合計画の分野別計画であることから、総合計画の評価基準に準じて進捗評価を行うこととといたしました。２の評価基準にあるとおり、推移目標と維持目標の２種類あり、例えば50%の基準に対して、令和11年の70%を目指す、こういうものは推移目標、それから50%を維持していくというものを維持目標とし、それぞれの判断基準を ABCD ということで、４段階に分けておりまして、Ｂよりも上は順調に進捗していると考えております。

３ページ目に行っていただきます。「しずおかこども幸せプラン」では主観的評価として３つの主観指標を目標に掲げております。１つ目の「大人や社会が自分の意見を聞いてくれていると思うこども・若者の割合」ですが、基準値が41.9、目標値が70%に対して、令和７年度が44%で少し上がったのですが、上がりの速度が遅いということで、これが「C 評価」ということになっております。それから「自分の将来に対する夢や希望を持っていると答えたこども・若者の割合」は、基準値72.3%に対して、これも73.2%と少し上がったのですが、目標値までのスピードがやはり少し遅いということで「C 評価」、それから「子育てが社会から応援されていると思う県民の割合」ですが、これが70%の目標に対し、基準値から10ポイント近く上昇しまして、これが「A 評価」になっております。

その下の欄に、分析を書かせていただいておりまして、特にＣ評価の２つに関しては、これから「こえのもりしずおか」など、こどもの意見を取り入れる取組を図っていくということ、それから「自分の将来に対する夢や希望を持っていると答えたこども・若者の割合」に関しては、他者との協働や目標を達成する力など、社会情動的スキル（非認知能力）を育むような教育を導入してまいりたいというようなことで、分析をしております。

４ページ目にいっていただきまして、総括評価、客観的評価になります。このプランでは全部で121の指標を定めておりまして、それを評価いたしております。分析の欄に書かせていただいてあるとおり、令和７年度は計画初年度でしたが、結果が公表されている指標の58%がＢ以上となりまして、計画全体としては一定の進捗が見られたものと考えております。施策ごとということで、上の表のところにあるんですけれども、「ライフステージを通じた施策」に関しては、51%がＢ以上、「ライフステージ別の施策」といたしましては、63%がＢ以上、それから「子育て当事者への支援に関する施策」は67%がＢ以上、「こども・若者の社

会参画意見反映」では75%がB以上、「こども施策の共通の基盤となる取組」に関しては33%がB以上となりました。

この客観的評価に関しては、5ページ目から最後の32ページまでに詳しく書かせていただいておりまして、例えば5ページを見ていただけますと、それぞれの121の指標について、どういう経過を取っているのかということと、令和8年度は何に取り組んでいるのか、あとC評価であった取組に関して、理由を分析しております。その後32ページまでに渡りまして、それぞれの区分ごとに、評価の一覧と令和8年度の取組、それからC評価の理由ということで、まとめさせていただきました。全てを説明することが時間の関係でできませんので、私からの説明は以上とさせていただきます。

本日、評価書について御意見をいただくんですけれども、いただいた意見を11月2日に行いますこども若者施策推進本部会議にかけまして、その内容を決定し、11月中旬を目処にホームページで公表することといたします。

（白井会長）

ありがとうございました。資料がとても多いですけれども、皆様お目通しいただきまして、御意見をいただければと思います。御意見いただく時にも、幅広い分野なので、あちらに行ったり、こちらに行ったりということがあることは当然のことかと思いますので、特に分野を気にせず御自由に御発言をいただければと思っています。

もし指標に沿ってということで御発言いただけるようでしたら、最初は第1の「ライフステージを通じた施策」のところで御意見をいただこうかと思っています。第2のところが、後半になるかと思いますので、資料でいいますと、16ページのところまでで一旦区切って、御意見をいただき、資料17ページ以降のところで、御意見をいただければと思います。その中でも様々な分野がありますが、お気になさらず御発言いただきたいと思います。

五月雨式ですが、私から御意見をお伝えさせていただいて、皆様そこに対しても何かありましたら、是非御意見ください。資料の順に申し上げたいと思います。資料の4ページについて、全体的な表ですが、県に是非御一考いただきたいと思うのが、第2「ライフステージ別の施策」の「（2）学童期・思春期」のところのD評価が多いというところです。こちらについては国の姿勢もあると思うんですけれども、こども・若者施策と少子化対策が混然一体となって、少子化対策に比重が置かれていることが、「学童期・思春期」の施策への比重が持ちにくいというところに現れてるんではないかなと思います。「こどもの誕生前から幼児期まで」というところはA評価が並んでいるというところと比べると、よく見て取れ

るかと思うんですが、例えば、私自身、最近ニュージーランドのことを研究してるんですけれども、ニュージーランドでは保育園の数と同じぐらいユースセンターがあるという国で、小さなこどもへの施策と思春期あるいは育ちの時期の若者への施策が同じぐらい大事にされております。育ち上がりのところはこの後オーバードーズのこと等、色々出てきて、難しいところもあるので、「学童期・思春期」のことをどのように県で取り組んでいくのかということを、今一度、色々お示しいただければと思いました。

それから6ページなんですが、学び・体験の重要性というのは昨今言われてることで、D評価が並んでいるところが目立つところかと思うのですが、色々な研究で分かっているのは、こうした体験活動というのは、実は親の世帯の所得と大きな関連があるということです。環境が整わないことの背景には、先ほど申し上げた家庭環境、所得の問題であったりとか、親の労働時間が長いとか色々なことがあるので、体験活動を増やしていくことだけに注視していると、なかなか結果が出ないのかなと思いました。

それから、7ページの外国人児童・生徒に対しての施策については、是非加山委員から後で御意見をいただければと思います。

11ページのスクールソーシャルワーカーの配置人数のところに備考で「全市町にスクールソーシャルワーカーを配置できている」と記載があるのですが、市町に1人とか2人ではとても足りないと思います。人数の多さも大事ですけれども、どういうふうに職務を果たしていただけるかといった機能についてもお考えいただいて、御意見いただければと思いました。

次に12ページの33番について、特別支援学校のこどもの交流のことですが、この交流の定義、あり方がとても難しいと思うのは、例えばインクルーシブであればここの数値はなくなってくるのかなとか、交流があればいいわけでもなく、どういう教育環境がそれぞれのこどもにとって必要で、それが目指せているかということを考えると、交流をカウントするということも、これだけで見て取ることは難しいんではないかと思いました。

それから、14ページ38番「里親登録者数」や40番の「里親等委託率」について、これがなかなか進まない理由について、より具体的に教えていただきたいと思います。私からは五月雨式で申し訳ありませんが、以上です。私から指名させていただきました。

加山委員、もし御準備できましたらお願いします。

（加山委員）

ありがとうございます。静岡県国際交流協会の加山です。お願いいたします。

7ページの「ライフステージを通じた施策」の中の14～16番の、「外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合」で、小学校に関してはB評価になっていますが、中学校・高等学校に関してはD評価に留まっております。
次の9ページに「ライフステージを通じた施策」というところの15、16番に対しての評価について記載されていますが、まさしく外国人の児童生徒は、増加しておりますし、多国籍化、散在の傾向があり、課題がいくつかあると考えています。

それに伴いまして、日本語指導が必要な生徒も増加しているということで、小学校は評価がBというところで、現場感としましても、小・中学校に関しましては、日本語の支援を中心とした支援が少しずつ整ってきているという実感がございます。

外国人ルーツのこどもたちの高校進学率は高くなっています。一方で、高校における支援が、小学校・中学校に比べると、不十分であると思っている部分と、高校に関しては日本語の支援に加えてキャリア教育的な支援が求められてくると思っています。

日本語とキャリア支援ですが、支援が縦割りで日本語だけとかキャリア教育だけということではなくて、例えば、経済団体や企業と連携をした包括的な支援ができれば、もう少し進んでくると思っています。

外国人の保護者の方は日本における進路や、企業の就職情報はなかなか持っていないところもありますので、そういった情報の不十分なところもをキャリア支援の中で補えればと思っているところと、どうしても日本の教育進路におさめがちですけれども、外国人の方は帰国や海外へ行くなど色々な選択肢があるということを、示せていければと考えています。

（白井会長）

貴重な御意見、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。永倉委員お願いします。

（永倉委員）

静岡英和学院大学、保育専門の永倉と申します。このこども・若者施策推進協議会というのは、こどもの声を聞くということが原点にあると思うのですが、1つ欠点的なことが、乳幼児は声を発せられないんですね。先ほど「こどもの誕生期から幼児期まで」の評価はすべてAということなんですが、これは親にとってのAであって、こどもにとって本当にAなのかというところはよく考える必要が

あるのかなと思います。

先ほど県庁のコンビニの前に、「10 月 16 日はワークライフバランスの日」って書いてあったので、こういうことやってるんだなと思ったんですけれども、そんな風に親を家庭に返すっていうような動きというのはやっぱり必要で、それは全てのこどもが望んでることなのかなと思ったことです。

それともう１つ、これはお尋ねしたいんですけれども、加山委員がおっしゃっていた外国人児童生徒等に関することなんですが、これは支援があるなしではなくて、小学校以上の子だったら聞き取りはできるので、当事者にどんな支援が欲しいのか聞いているのか、お伺いしたいなと思いました。

（白井会長）

それでは簡単にお答えいただければと思いますが、お願いできますか。

（芦澤こども政策課長）

それでは、答えられる範囲のものについてお答えしたいと思います。まず白井委員長の保育園の数だけユースセンターがある海外の例をもとに、若者などもう少し上の年代に対する支援が必要なのではというところで、こども家庭庁の方でも今、重大な課題ということで打ち出しておりまして、我々の方でも何かできないかということで検討しているところになります。

それから加山委員のところで、高校年代の日本語だけでない、キャリア支援の問題も前回の協議会のところから御意見をいただいてまして、引き続き高校教育課の方でも取り組んでいると思いますので、また御意見を届けたいと思います。

それから永倉委員からお話がありました、「親にとっての A 評価」というところは、我々たちも胸に突き刺さるところでございまして、県の取組を全県的に広げていけるようにするのが我々の責務と思っております。

次に、御質問に関して答えられればというところですが、まず「里親等委託率」の件について、こども家庭課長から、話をしていただきたいと思います。

（栗田こども家庭課長）

こども家庭課長栗田でございます。里親登録者数の伸び悩みの件につきまして、里親登録は、一時期順調に増えていたこともあったんですが、最近になりまして、登録された方がある程度高齢になられて、「これ以上里親を受けることが難しい」ですとか、あるいは「家庭内に介護が必要な方がいて、里子を受けることが難しい」とかいう方が、徐々に増えてきております。そういった方が登録を削除するという件数が、特に令和 7 年度は多かったということで、それに対する新たな登

録がまだ十分に届いていないというのが背景にございます。里子を受けられない方が、やめていくというのは避けられないことなので、新規の里親さんをどう開拓していくかということが我々としても課題であると思っております。

ちょうど里親月間でもございますが、行政としても色々取組をしており、各地域に里親支援センターの設置も進めておりますので、そういったところと協力しながら里親に対する理解を一層進めていく必要があると考えております。

以上です。

（芦澤こども政策課長）

同じく、永倉委員から御質問のありました、「外国人の児童生徒に困っていることを聞いているのか」という件で、多文化共生課長からコメントいただきたいと思います。

（前田多文化共生課長）

多文化共生課長の前田です。お願いいたします。外国人のこどもの課題感について、実際には学校に行ったりしていて、教育現場で先生からそういう話を聞いていることとは思いますので、もし教育委員会からのお話しがあればお願いしたいですけども、多文化共生課では外国人の相談窓口を設けています。ここには年間 2000 件から 3000 件ほどの外国人から相談があります。その中に、当然こどものことや、教育などそういった相談内容があり、どうしてもこどもが自分で声を上げることが、なかなか難しい面もあったりする中で、親を通じて様々な課題について、我々が対応して、関係する機関に丁寧に引き継いで解決に向けた対策をしてるということでございます。以上です。

（芦澤こども政策課長）

この後、我々の方でも説明させていただく予定だったのですが、「こえのもりしずおか」というこども若者の声を聞くオンラインプラットフォームの活動の中で、外国人の児童生徒がいる学校に訪問しての聞き取りなども行ってます。直接「何が困ってるの？」といったことよりは、我々が聞きたいテーマについて意見を言っていただく機会は設けているところでございます。以上となります。

（白井会長）

ありがとうございました。私の方からもう少しだけ、委員の皆様から御意見をお願いしたいところがあります。私、スクールソーシャルワーカーのことは申し上げたんですが、それ以外にも教育全般のことにつきまして、福井委員、藤村委

員、太田委員から何かあったらお願いしたいのと、里親登録数のことや委託率のことを申し上げたのですが、14ページの資料にある、社会的養護は里親のことばかりが指標になっていて、社会的養護のこどもの7割は施設等にいるのに、そこのところが指標に入ってないということもあります。新任の委員で突然に難しいかもしれませんが、伏見委員にも社会的養護のことで、何か御意見・御発言いただければと思います。御指名をさせていただきました。順にお願いできれば幸いです。

（福井委員）

大仁北小学校の福井と申します。白井会長からも御指摘があった、スクールソーシャルワーカーの件について、小・中学校の校長の代表ということで、御意見を述べさせていただければと思います。

まず11ページの指標について、基準値の令和5年度の54人から減ってしまったというところで、この原因は色々考えられると思うのですが、近年現場ではこのスクールソーシャルワーカーの活用というのは非常に需要があって、とても大切なことと受け止めております。この後また話題になるかもしれないのですが、不登校の問題が本当に今、全県的にどの学校でも大変問題になっておりますし、外国にルーツを持つお子さんへの支援、SNSによるトラブルや家庭での端末の使い方など、本当に多くの課題がある中で、このスクールソーシャルワーカーを上手に活用して、学校と家庭とそれから関係機関とつなぐというところで、本当に需要が増しております。

全市町に配置しているというところで、全部専任なのか、または少し前までは１人のワーカーが他の市町と兼ねていたというところもあります。私が全部の県の現状を把握してなくて申し訳ないのですが、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーと同じように、できれば中学校区に１人配置をしていただいて、幼稚園、保育園、小学校、中学校でも繋がった中で、家庭の支援に寄り添っていくということがとても大事であると思っております。

各市町におかれては、県で配置されているスクールソーシャルワーカーのほかに市で独自でワーカーを配置していることもあるのですが、財政等で苦しいところは十分に人員の配置ができないところもありますので、是非県の方で手厚く支援していただければと思います。以上です。

（藤村委員）

公立高等学校協会の校長の代表として、委員を務めさせていただいております。袋井高等学校の校長の藤村と申します。よろしくお願いします。今のスクールソ

ーシャルワーカーの件について、公立高校の対応について、御説明させていただきます。公立高校につきましては、県の教育委員会で拠点校方式という形で、県内東・中・西部地区、そしてさらにその中にそれぞれ地区がありますが、そこの拠点校というところにスクールソーシャルワーカーさんを配置していただいております。そして必要があれば、その拠点校を通じてスクールソーシャルワーカーさんに依頼をして派遣をしていただくという形をとっております。高等学校は、全日制の高等学校もあれば、夜間の定時制、そして現在は定時制ですが、昼・午後・夜という3部制、さらには通信制というふうに非常に公立高校でも、学びの多様な部分に対応しております。そういう意味では、やはり定時制ではこういったスクールソーシャルワーカーの支援を必要とするケースが多いということで、そういった学校が重点的に拠点校になっていただいて、配置をし、さらに周辺の公立高校も状況に応じて派遣を依頼するという形で、全県域的なカバーで対応していただいております。私たちも状況によって相談をしております。以上でございます。

（太田委員）

静岡県PTA連絡協議会の太田と申します。PTAの立場から御意見を申し上げさせていただきます。様々な課題がある現在の中でスクールソーシャルワーカーは今とても必要とされている時代であると感じてはいるのですが、保護者間で認知度が高いかというと、そうでもないと感じております。本当に必要とされる方たちだと思いますので、保護者の方に広まっていくといいなと感じております。以上です。

（伏見委員）

児童養護施設協議会の、まきばの家施設長の伏見と申します。よろしくお願いします。社会的養護の面からお話をさせていただきますと、静岡県の施設だけで、この10年間で入所児童数が約200人減っています。元々約600人の入所児童がいたのですが、現在ではその約半数に迫る勢いで減少しております。入所してくるこどもの被虐待率が非常に高く、全国的に約7割、当施設では約9割のこどもに被虐待経験があります。また、何らかの障害のあるこどもが県内で約5割になっております。その中には、服薬が必要なこどももいますし、生い立ちの部分と発達の部分で課題のあるこどもが非常に多いというのが児童養護施設の現状です。

里親委託率のところでも、なかなか上がっていかないとお話がありましたが、静岡県児童養護施設協議会の調査において、里親家庭から施設に措置変更となる

こどもの数がここ数年で増えているという結果が出ています。また、ここ数年は中・高生年齢での施設入所が増えております。小さい頃には大人のコントロール下にあったこどもたちが、中高生年齢になり、力的にも逆転できるようなタイミングで、いわゆる「問題行動」ととれるような言動が顕著になることで、家庭での養育が難しくなり、施設入所となるケースが増えているのではないかと予想されます。

そして、施設に入所してくるこどもの保護者の状況を見てみると、半数以上がシングル家庭で育ってきています。先述の調査において、実父母がありながらも施設入所に至ったケースが全体の約 1/4 となっており、特にコロナ禍以降では、生活様式が激変したことに加え、家族で一緒に生活をして顔をあわせる時間が増えたこともあり、そのことで苦しさを感じる家庭が増えてきたという印象です。

社会的養護の対象者は、施設に入所しているこどもと里親委託中のこどもたちだけではありません。自立支援という側面から考えると、「人生伴走型支援」が現在の社会的養護に求められています。自立支援に関しては、児童福祉法の改正により年齢制限が撤廃されました。学校を卒業したから自立支援が終わるわけではなく、施設でも 20 歳以降も支援を続けてる方もおり、昨今は児童養護施設において、自立支援や家庭支援に関する事業を行うことが増えてきました。各法人マンパワー的・費用的に余裕があるわけではないため、社会的に必要な事業だとは理解していますが、手を出せない事業もあります。社会的に必要な事業をどう展開していくか、各自治体と検討していくことが課題になると思います。 以上です。

（杉山委員）

民生委員の杉山でございます。12 ページ 34 番の「障害者雇用率」でございますが、私の記憶が正しければ、今年 2.5%から 2.7%に上がったんではないかなと思いますけれども、それはそれで大変喜ばしいことなんですが、実はその数字の裏で見えない人、すなわち仕事についても強度行動障害を起こしてしまって、家にまた閉じこもってしまうというような、そういう方がいるのではないかと思います。強度行動障害は、個人の元々の特性に周囲の環境や関わり方との間でミスマッチが起こって後天的に発する障害です。例えば自分で自分を傷つけたり、人に怪我させたり、あるいは家の中を壊して回る、そういう障害を引き起こしてしまう。2025 年の県の調査では、療育手帳の所持者は 38,524 人です。 そのうち 8.5%にあたる 3,266 人が強度行動障害を持っていると言われております。18 歳以上の半数は、家で生活をしており、残りの人たちは施設やグループホームで生活しているということですが、目に見えない、困っている人がおり、その人たち

への支援として、企業への研修とか、あるいは社会的意識向上の取組が必要であると感じているところです。

（白井会長）

事務局の方からここまでのところについて何かポイントありますでしょうか。まとめてで構いません。

（芦澤こども政策課長）

ありがとうございます。福井委員、藤村委員、太田委員からありましたスクールソーシャルワーカーの件につきまして、保護者間でなかなか認知されていないという意見などもあり、ただ現場では人数がかなり足りないというところで、御意見は担当につなげてまいりたいと思っております。

それから伏見委員からありました社会的養護の話、具体的なところを教えていただきましてありがとうございました。これも本部会議につなげてまいりたいと思います。

あと杉山委員からありました「障害者雇用率」について、目に見えるところの数字は上がっているが、目に見えないところの方への支援というのが必要だというところ、おっしゃる通りだと思います。これは経済産業部が主に取り組んでいるかと思いますけれども、こちらもつなげてまいります。以上となります。

（白井会長）

まだ御意見をお伺いできていない分野があるんですけれども、時間の関係がありまして、次の資料の御説明をいただいて、また今の資料の方にも戻る形も取りたいと思いますので、申し訳ありません。先に進めさせていただいて、また後で御意見を伺う時間を設けたいと思います。包括的にですけれども、今までいただいた様々な意見を、県の方で、御議論いただいて、その上で、反映できるところは反映していただくということで、このまま進めさせていただいてもよろしいでしょうか。（異議なし）

それではまた事務局の方でお願いしたいと思います。次に議事の４に進みたいと思います。こども若者政策推進本部の取組状況の報告について、御報告お願いいたします。

（芦澤こども政策課長）

３つのＰＴについての取組を説明をさせていただきます。まず、資料２の「共

働き・共育ての推進」プロジェクトチームにつきましては、私から説明させていただきます。

資料の２の 35 ページをお開きください。共働き・共育てのＰＴでは 35 ページから 38 ページにかけて、年間の目標とスケジュールを立てて、連携して取り組んでおります。大きく四つ、「企業への働きかけ・意識改革」、それから 37 ページの「男性育休の取得促進」、あるいはその「男性の家事・育児への参画促進」、「こどもの預け先の確保」、それから「情報発信」ということで取り組んでおります。

以下のページで主なものを説明させていただきます。「企業への働きかけ・意識改革」につきましては、40 ページにありますとおり、アドバイザーの派遣を行っており、その取組概要の 3 にあるとおり、今年度、国の認定制度への取得に向けたステップアップ支援ということで、対象者数を増やす取組をしております。

それから 43 ページの「企業への働きかけ・意識改革」で、こうのとりカンパニーという認証制度を設けて、仕事と家庭の両立に取り組む企業を認証しておりますが、先ほども出てまいりました国の認定制度くるみんと連動した制度設計にしたいということで、事務の効率化と、認証要件の見直しを今、行っております。そのページの右にあるとおり、現在、審査手順を見直すことで従来 2 段階で審査していたところを 1 段階にすることで、審査期間を短縮したり、この後、下半期にかけまして、国のくるみん認定にどういうふうに接続していくかというのを検討することとしております。

45 ページの男性の育児休業の取得促進につきましては、今年度対象を拡充いたしまして、昨年度までは 8 週間以内の育児休業のみに支給する手当とさせていただきましたが、今年度から 8 週間以内に開始した育児休業を対象といたしました。関係部局と連携してＰＲに取り組んだところ、去年この時期 17 件だった申請が 31 件まで増加し、去年は対象外だった人が対象になったケースが 4 件ありました。

それから 46 ページの男性の家事育児への参画促進で、静岡県版父子手帳を作っており、今年度下半期に児童虐待を防止するような目的もあり、親のメンタルケアとか虐待防止に関する項目を追加するとともに、動画を作って各市町の母子手帳配布時に紹介して見ていただくことを考えております。

それから 48 ページの情報発信で、今「ふじさんっこ子育てナビ」というホームページがあるのですが、現在こちらリニューアルをして、見やすく、プッシュ型の周知ができるようなホームページに改善しているところです。

それから最後になりますけれども、50 ページの企業への働きかけ・意識改革で、今年度９月に行われました静岡県ウィルビーイングピッチというイベントで、民

間企業から男性の家事育児への参画とか共働き・共育てに関する提案をいただきました。それで人材紹介や社会保険労務士、それから金融機関などと連携した育児休業の代替職員の早期確保など、そういったようなパッケージでやってみたらどうかという提案をいただきまして、今後プロジェクトチームの中で事業化の検討などを進めてまいりたいと考えております。共働き・共育てに関しては以上になります。

（中村教育政策課長）

続きまして、「いじめ防止と不登校のこども支援」プロジェクトチームでございます。教育政策課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の 53 ページを御覧ください。令和 8 年度の主な取組でございますが、区分を共通、いじめ防止、不登校支援と分けております。共通での取組としては、現在全体像の把握ということで、色々なプレイヤーさんを配置し、どういう関わりを持ちながら進めているのかを可視化することを進めております。そしてもう１つ「静岡県版ＳＥＬ」と書いてありますけれども、社会情動的スキルを育む教材を開発しまして、現在小・中学校を中心に展開をしているところでございます。いじめ防止としては、専門チームの派遣による学校支援もやっております。それとともに、増加傾向にある SNS を起因とするいじめ防止のための情報モラル教育に取り組んでいるところです。最後に、不登校支援としては、データ活用として、こどもデータ連携の導入について検討してまいりました。また、教育と福祉の連携として、焼津市において、福祉部局からのアプローチによるこどもや保護者への支援のメニューの開発や実証展開というものに取り組んでいるところでございます。それぞれの項目について、次のスライドから、主な取組について御紹介をしていきたいと思います。

資料の 55 ページを御覧ください。「静岡県版ＳＥＬ」についてでございます。人間関係作りプログラムとしてこれまで運用してきたもの、ここにソーシャルエモーショナルラーニングの考え方を取り入れた静岡県版 SEL となっております。新しい人間関係づくりプログラムが昨年度完成したところでございます。今年度からは県内公立小中学校で実証をしております。授業の中で年間 4 回程度取り組んでいただくということを行っております。非認知能力の育成を目的としているものになりますので、なかなか成果が測定しにくいという課題がございます。これに対して、現在開発中の効果測定尺度を用いまして、アンケートを実施していくことになるわけですけれども、分析や改善もしていくということ、そして、今年の 12 月には高校で、人間関係作りプログラムの新しいものが完成します。高校版の静岡県版 SEL ができるというと、そして現在幼保・小連携としての架け橋

SEL にも取り組んでいるところでございます。こういった取組を今後も進めていきたいと考えております。

続いて 57 ページを御覧ください。教育委員会における「情報モラル教育の推進」について、学校内・学校外での取組を進めているところでございます。学校の中では、授業での学習というものはもちろん、通信事業者や警察、そういった方々を学校の講師としてお招きをして講座を実施することを推進しております。また、ほぼ全ての学校で情報モラル教育に関する教育活動は行われており、これからは警察の講話といったような、まさに生きた情報に触れていただくようなそんな取組を進めてまいりたいと考えております。また学校外の取組としては、スマホルールアドバイザーの養成講座を実施しているところでございます。この養成したスマホルールアドバイザーは保護者等を対象に講座を実施して、家庭でのルール作りというものの、重要性を理解していただいたり、実際にルールを作っていこうというようなところを進めているところでございます。今後につきましては、県議会の SNS 適正利用対策特別委員会からも提言を受けておりますので、家庭内への啓発の強化や若者の力を活用した情報モラル教育の推進といったようなところに取り組んでいきたいと考えております。

そして 58 ページを御覧ください。今は教育委員会での取組を御紹介しましたが、警察の方でも、静岡大学との連携によって教材の開発が進んでおります。実際に SNS での誤情報の拡散を考えようというような教材を開発し、7 月にオイスカ浜松国際高校において公開授業を実施するなど、実践的な取組も行われております。この教材はワークシートと指導者用ガイドブックというものが用意されておりまして、ホームページで公開されております。誰でも活用ができますので、是非一度御覧になっていただければと思います。2 月にも、新たな教材の公開を予定しており、さらなる取組を進めていきたいと思います。最後になりますが、60 ページを開いてください。地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援事業につきまして、健康福祉部から支援員を派遣しまして、児童生徒への支援を行っております。モデルとして、焼津市に御協力をいただきながら、8 月末までに小学校低学年から中学生までの児童生徒、69 名を支援してきたところでございます。今後の課題といたしましては、特に他の市町への取組展開が挙げられるところです。焼津市は元々、教育と福祉の連携体制が整備されている市でございましたので、よりスムーズな連携が出されたというようなところがございます。これを体制がそのように整備をされていないような市町にどう展開していくかというところが課題としてございます。今後の方向性といたしましては、中部地域の他市町のスクールソーシャルワーカーの連携会議や勉強会などに不登校支援の経験を持つ社会福祉士等がアドバイザーとして出かけていって、実際に支援

につなげていくというようなことに取り組んでまいるように考えております。
以上になります。

（芦澤こども政策課長）

続きまして、資料の4「外国につながるこども若者の支援」プロジェクトチームについて御説明させていただきます。資料4の62ページをお開きください。これは昨年度から整理したものですが、ライフステージごとの課題と施策を整理し、この中で小学校の不就学の問題、学齢超過後の入国、それから入学後の言葉の問題とその不適応、こういったところが問題になったところでございます。そのような課題意識を踏まえて、令和8年度の取組といたしましては、63ページ、64ページにあるとおり、同じく目標手順を立てて取り組んでおりまして、先ほど加山委員からも御指摘がありました高校でのキャリア教育形成支援などもその中で取り組んでいるところになります。主にＰＴの中で力を入れて連携した取組としてやっているのが不就学の児童生徒に対する対応ということになります。

65ページ、66ページにあるとおり、まず焼津市が大変進んだ取組をやられておりますので、訪問調査をいたしました。焼津市では44人の多言語に対応した支援員を配置して、就学前のプレスクールから就学後の適応支援まできめ細かく対応しているということを教えていただきました。

こういったものを踏まえて今年度どういうことを検討していくかということで、67ページにあるとおり、多文化共生課が今年度行っている在留状況調査を活用して、地域ごとの外国人の分布を把握いたします。合わせて市町へのアンケートや外国人コミュニティのヒアリングを行いまして、不就学の状況の要因を調査して分析します。そうしたことで把握した地域ごとの外国人の分布や特性と教育委員会が毎年国と連携して行っている就学状況調査、これで分かる内容を重ね合わせて、問題のある場所を発見し、予防的措置も含めた対応を検討してまいります。

68ページ、69ページは不就学調査の概要になりますけれども、令和7年度は68ページの表のところにあるとおり、42人の不就学がありました。69ページは就学率が高い市町の特徴ということで、やはり共通しているのは日本語支援体制の充実とか、多文化共生を市町として取り組んでいるというようなところになりました。

70ページ以降は多文化共生課の取組になりますけれども、現在、外国人の在留状況の調査分析を行ってまして、県の中での外国人住民の分布というのもいろいろ変わっているということが分かってまいりました。

それと合わせて、市町にアンケートした結果が71ページにあるんですけれど

も、市町アンケートの結果、外国につながるこどもにかかる教育分野の課題は何ですかと聞いたところ、71ページの表にあるとおり、家庭の問題と、言葉の問題、あと支援が足りないというところで、いくつかに分かれており、それぞれ市町から回答いただきました。

また、72ページにあるとおり、「就学支援や外国籍のこどもの支援の取組は何をやってますか」ということを聞いており、そんなこともまとめております。それから引っ越してきたとか、入国してきた時の関係部署への繋ぎ方、こういうようなものも聞いておりまして、今後、進んだ取組をやってる市町とか課題を持っている市町に10月、11月でヒアリングを行いまして、今後の不就学への取組に何ができるのかを、ＰＴで取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

引き続き、資料5について説明させていただきたいと思います。「こども・若者が安心してインターネットを利用できる環境の整備の取組」ということになります。

福井委員からもありましたSNSの問題等に関する取組になります。参考資料の1と2を付けさせていただいたのですが、県議会のSNS適正利用対策特別委員会から今年の2月に提言をいただいております。また、国の方では青少年インターネット環境整備法のあり方等に関する検討ワーキングというのを今年1年かけてやっておりまして、その中間報告が7月に出されております。まず、県の特別委員会の方では、意識の醸成と推進対策の整備というようなことの5つの提言をいただいております。また、国の中間整理の中ではSNS事業者のプラットフォーム、XやYouTube、LINEなど、そういった事業者に対する対策を義務付けるべきではないかなど、国がガバナンスを効かせて基本指針を作る必要があるのではないかというような中間取りまとめになっており、来年の法改正を目指すことになっております。県としましては、こども・若者施策推進本部の中で、この進捗状況を見ておく必要があるのではないかということで、このような表にまとめさせていただきました。左側に項目がありまして、「相談窓口の設置」、あるいは「規制、監視」、それから「教育・啓発」、それから「依存症対策」という主に4つの視点から整理しております。上から4つ目の「規制、監視」のところで、国の方でも法律の改正を検討しているところですが、県でも「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」というのがありますので、国の法改正などを見据えて、県としてもこういうものの改正の検討が必要なのではないかといったことが挙げられております。また、「教育・啓発」のところで下から3行目になりますが、高校教育課、義務教育課、社会教育課におきまして、それぞれ学校の現場で、

児童生徒はもとより、保護者に対しても様々な啓発活動を行っております。

それから、県庁内「各部局のこども・若者に関わる重点取組に係る発言項目一覧表」、各部局の取組をまとめたものが資料6から17です。資料6に関しましては、こども・若者の意見聴取ということで、こども政策課の方でやっております「こえのもりしずおか」オンラインプラットフォームにおける意見聴取になります。これまで約1万件の意見を約6,500人のこども・若者からいただいております。

今年度は76ページにあるとおり、県庁では5所属、9市町で意見聴取をオンラインでやっております。77ページにありますとおり、外国にルーツのあるこどもたちや障害のあるこどもも含めて、対面での意見聴取なども合わせてやっているところになります。写真はするが視覚総合特別支援学校で行った8月27日の意見聴取の場面になります。

それから78ページに、結婚希望の方への支援として、しずおか結婚応援協議会を35市町と連携して取り組んでいるところになります。

資料の79ページは、少子化対策、少子化に適応した子育て環境整備ということで、令和7年度から令和8年度にかけて、しずおか地域・こども未来羅針盤を作り、35市町の地域の社会経済特性を分析して見える化する客観指標編と、今年約2万人を超えるアンケート調査を夏にやっておりまして、この結果をまとめた主観指標編を作り、各市町の子育て環境整備戦略策定に使っていただくような取組を進めてまいります。

資料7は健康福祉部のオーバードーズ対策ということになります。今、オーバードーズが大変な問題になっておりまして、県では令和7年度に実態調査を行い、81ページにあるとおり、広報啓発活動とか取り締まり監視指導を行っております。

それから資料の8ページが企画部の取組になりますが、多文化共生社会における在留状況調査など、インターカルチュラル社会の実現に向けた取組、それから勉強しながらバケーションする、ラーケーション、このような取組を、今年度、全県立学校で制度導入しており、市町立学校におきましても10の市町で取組を進めているということになります。

それから86ページ資料11になります。危機管理部の取組ということで、若者防災サロンの取組を紹介させていただきます。 若者の声を防災の企画に取り入れたいということで、大学生のサークルなどを中心としたサロン活動をやっているところになります。

それから88ページ資料13になりますけれども、スポーツ・文化観光部におい

ても、様々な取組をやっておりまして、ドリカムスタート事業ということで、トップアスリートが、講師として学校に派遣されていくとか、見るスポーツということで、県内のプロスポーツチームなどの観戦をできるような企画、あるいは文化の面でプロのオーケストラとＳＰＡＣ、劇団の学校訪問公演など、このようなことをやっていると同時に、こども観光大使の取組もやっております。

それから経済産業部の取組といたしましては 89 ページにあります次世代 AI エンジニア育成コンテスト、次世代 AI ビジネスプランナー育成プログラムということで、最先端の技術、AI について若者と一緒に協働して推進をしているところになります。

それから、90 ページになりますが、知事が直接生徒に語りかける知事講話を行っております。令和 8 年度は 5 つの学校に知事が訪問し、講話を行っているところになります。

それから 94 ページ、SNS の問題を警察とも連携しております。資料 17 ページの「こども・若者が安心してインターネットを利用できる環境の推進」で、ボランティアによるサイバーパトロールがホットラインセンターへ通報するなど、こうした取組を、警察と我々とで連携してやっているところになります。以上となります。

（白井会長）

ありがとうございました。時間の関係で、押しておりまして大変恐縮なんですが、先ほどの資料に戻りながら、委員の皆様の御意見を頂きたいと思います。まず先ほどの、資料 1 の進捗評価の後半ということで、御意見がまだ伺えていなかった就労・経済分野についてお伺いしたいと思います。特に、資料 1 の 29 ページの 109 番目、女性の管理職割合が低いということについて、私も申し上げたかったのが、ジェンダーギャップ指数で言うと、日本は大変悪い評価であるというのは皆様御存知と思いますが、特に都道府県別評価というので、静岡県は経済分野のジェンダーギャップが 47 都道府県中 44 位だったということで、若者の県外流出というのは大きく関係してるんじゃないかと思うんですけれども、この経済分野あるいは労働分野、就労分野はとても大事なことなので、是非御意見を一言ずつでもいただきたいと思います。御指名させていただきますと、石塚委員、恒友委員、この経済・労働・就労分野で御意見何かいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（石塚委員）

すぐには解決しない問題かなと思いますけども、私、製造業の会社の出身であ

り、若手のうちからプロジェクトチームなどで通常業務以外のところの勉強会も開いておりましたので、そういったものを横展開するとか、県の方でやっていただければというふうに考えております。

（恒友委員）

静岡経済研究所恒友です。今進めていただいてる施策、先ほどＰＴのお話ありましたけれども、以前から「行政でも縦割りではなく、横連携をしっかりしてください」と話をさせていただいたんですが、その通り進んでいると感じました。

静岡県は中小企業が多く、人手不足の中で忙しい経営者、あるいは時代の波になかなか乗れていなくて意識が低い経営者に対して、「プッシュ型アウトリーチ型の政策をお願いします」というお話もさせていただいたと思いますが、そういったことも全体としては進んでいるということだと思います。

ただ一方で、特に中小企業ですけれども、人手不足が非常に深刻で高齢化もしていて、中間層、若手も少ないという中で、管理職に占める女性の割合というのはなかなか進まないというところもあり、課長の数字は悪いのですが、係長と部長については進んでるということで、全体として評価する必要があるのかなということと、即効性が出ないというか、逆に即効性を求めるとかえって今の困難な環境において本質を見失ってしまうリスクもあると思いますので、この辺は様々な施策を小さなことでも改善を進めていくということが大事なのかなと思います。

静岡県は経済分野でジェンダーギャップ指数が低位にあるということもそうなんですけど、ここは詳しい分析が必要であり、静岡県の産業構造など様々な問題があるとは思うのですが、そういったことを言い訳にすることなく、少しでも前に進んでいく、これからも進めていくということが必要かと思います。

いずれにしても、経済分野だけでなく、プラン全体が広範かつ多岐にわたっていて、どれも形を作れば数字に出てくるというわけでもなく、なかなか数字に結びつかないような内容が多いと思います。本質的に言うと、施策が実行されたとしても、受ける側の県民、企業、学校、家庭、様々な個々の主体の意識変容が起点となってくるというところもあるので、ここは地道に働きかけていくということが必要なのかなと思います。 以上です。

（白井会長）

ありがとうございました。次に御意見を伺いたいのが、資料１の先ほどの進捗の 23 ページ、こどもの居場所の 79 番がＣ評価であることであるとか、また 27 ページの 100 番の引きこもり状態にある人の居場所がＤ評価であるとかいうこ

とで、居場所だったり様々な先ほど SNS とか、様々なことありましたけれども、こういった社会課題についてのことを、鈴木恵子委員、それから若者の立場ということで芥田委員、それから、國井委員にお願いできればと思います。

（鈴木副会長）

はい、鈴木恵子です。１つは色々な年代で取組がなされている中で、私が最近ずっとボランティアで繋がってる高校生が、中学時代に不登校になって、通信制の高校に行っています。「通信制なのであまり学校行かなくていいんだ」と言いながらも、すごく一生懸命将来のこと考えて、「大学は農業をしたいから専門学校へ行く」ということを、最近話をするようになったんですけれど、通信制の学校だけでなく私立の高校に行ってしまうと、小・中と義務教育で県の手厚い支援をされている中で、通信制へ行くとそれが途絶えてしまうのが怖いなというのと、こども達の声を聞くという場面でも、学校で先生から紹介されて、ホームページを見て声を発しているとは思うのですが、そういったところから外れてしまう数字に見えてこないようなこどもたちの声を全部が全部というのは難しいのはもちろん分かっていますが、できる限り色々な声を聞いていく必要があるのではないかなと感じました。

それともう１つ、6 ページの「新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり」ということで、私は青少年育成会議の団体から選出されているので、「青少年指導者の認定者数」がＡでよかったなと思ったら、次がずっとＤが続いておりました。自然体験と野外活動という括りだけですと、もしかしたら少ないのかなと思いました。指導者認定の取り組む事業としては、今年 120 団体の事業所が応募して活動を取り組まれていて、その中に小学生・中学生・高校生が参加をすることもあると思い、ボランティア活動であったり、また自然体験や野外活動以外の社会的な活動の社会貢献活動にも取り組んでいるこども達がたくさんいると思いますので、そういう数がここに入ってくる、少しそういうところにも目を向けられるといいかなと感じました。

（芥田委員）

静岡大学の芥田です。若者の立場から行くと、まず「こどもの居場所がある割合」が低かったりというところで、なかなか引きこもりだったり、不登校になってしまうと、外部との関わりってのはどうしても少なくなってしまって、情報の差がどうしても出てきてしまい、居場所を知らない人がいたり、新たにそこに通うというのが難しいということがあります。引きこもりだったり不登校になりそうなタイミング、学校に来れなくなり始めた段階で段々と新しい居場所に繋げて

早期から対応していただけると、居場所の利用者なども増えていくかなと思いました。以上です。

（國井委員）

あざれあ交流会議の國井です。男女共同参画の視点から気になったところをお話ししたいと思います。資料6にありました結婚を希望する方への支援というところですけども、今やはり若年女性の県外流出が静岡県の課題となっており、結婚を希望しない若者も必ずいると思います。そういったところを合わせて、少子化対策もあるでしょうが、結婚を希望しない方へのアプローチというのも是非考えていただきたいなと思いました。

それとジュニア防災士の育成事業ですけれども、是非こういったジュニア防災士を育成した後、どのように地域の中で活用していくかということも考えていただきたいと思います。防災の分野におきまして、地域で今いろいろ避難所の運営ですとか、南海トラフの巨大地震に対して、地域でいろんな訓練とかやってますが、そういったところになかなか若者の姿が見えてこないというのが、実情だと思います。せっかくリーダーを養成していることですから、地域と上手く関わりが持てるようなところというのも是非考えていただきたいと思います。以上です。

（白井会長）

ありがとうございます。会議終了時刻の中、大変申し訳ありませんが、先ほど永倉委員からは乳幼児期の御意見をいただきましたけれども、岡田委員、それから小林委員、乳幼児期の支援について一言ずついただけますでしょうか。

（岡田委員）

共働き・共育ての推進ＰＴチームの方でいろいろと協議していただいているようですが、我々の働き場所、保育施設ですね、ここは子育てのための施設ではあるんですが、共育ての一部として、最近の若い保護者の方達が「私たち共働きだから見てもらって当たり前」になっているところが非常に強く感じられます。我々の職場にいる職員も県民の一人で子育て中のものもたくさんおりますので、できれば適正利用、どちらかがお仕事お休みの時にはなるべくおうちでお父さんやお母さんと一緒に過ごしていただくことが、こどもにとってはよりよい時間の過ごし方になるのではないかということは常々お話ししているんですけれども、35市町のうち、ある程度の市町さんが「見てあげてください」というようなスタンスで施設に対して指導が入るという話を聞いております。お休みであっても、「こどもたちは認定を取っているのだから、週に6日間11時間保育施設で預か

ってもらえる権利がある」というような言いぶりをする行政もあると聞いているので、そうではなくて、我々は福祉として手の足りないところをこどもたちの育ちに関わっていくという立ち位置で参りたいものですから、できれば適正利用の方は県としても推奨していただけるとありがたいなと思っています。

（小林委員）

今のことに付随してお話すると、幼稚園振興協会というのは私立幼稚園と認定こども園で成り立っていますが、認定こども園の場合は、２号・３号の保育園に通える状態の子が来ております。２号、３号のお子さんをお預かりするようになってから、やはりそういう問題・課題に直面はしております。それは新制度が始まって 10 年なので、この 10 年間でひしひしと感じながら、それでも、「それが今の私たちに課せられた課題なんだから」ということで、受け止めてやっているような状態です。ただ続くこの辺についても、これから私たちちょっと考え方を変えて取り組んでいかなければいけないなと思っております。こちらは、お預かりする方ですが、入ってくる方も預かる方も、今はそれぞれに合わせながらそれぞれに着地点を決めてくるという形にはなってると思うので、どこが程良いかということを検討していきたいと思っております。以上です。

（白井会長）

ありがとうございました。 他にも様々に、皆様から御意見やコメントいただきたいところですが、時間の制約もあり申し訳ありません。また個別に、是非事務局にお届けいただければ幸いです。県におかれましては委員の皆様からの意見を参考にしていただいて、これからのこども・若者施策のさらなる充実を図っていただければと思います。それでは本日の議事は以上となります。皆様御発言いただきありがとうございました。会議の進行を事務局にお返しいたします。 よろしくお願いします。

（楠こども政策課こども政策班長）

白井会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様には御多忙のところ御出席いただくとともに、大変貴重な御意見を賜り、感謝申し上げます。引き続き本日いただいた御意見を踏まえ、「しずおかこども幸せプラン」のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいりますので、今後とも御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。それではこれを持ちまして、令和８年度第１回静岡県こども・若者施策推進協議会を閉会します。本日はありがとうございました。